

平成25年(ワ)第46号, 同第220号, 平成26年(ワ)第224号 直送済
損害賠償請求事件

原告 武田悦子 外1573名

被告 東京電力株式会社 外1名

被告東京電力準備書面 (12)

(原告ら準備書面(25)に対する反論等)

平成27年9月2日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



同 田 中 秀 幸



同 青 木 翔 太 郎



第1 はじめに

原告らは、原告ら準備書面（25）において、被告国との関係において、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年六月十五日通商産業省令第六十二号）（以下「技術基準省令62号」という。）33条4項に基づく規制権限不行使の違法に関する主張との関連において、本件事発当時、被告東京電力福島第一原子力発電所長であった吉田昌郎氏（以下「吉田所長」という。）のヒアリング記録（甲A127ないし甲A132の2。以下「吉田調書」という。）を部分的に抜粋して、1991年（平成3年）10月30日に、本件原発1号機において発生した、補機冷却水系海水配管の破断事故（以下「平成3年溢水事故」という。）の経験からすれば、被告東京電力は「溢水対策」の必要性を十分に認識していたと主張し（原告ら準備書面（25）の7頁）、この平成3年溢水事故は補機冷却系海水配管からのいわゆる内部事象に基づく溢水であったが、津波等の外部事象に基づく溢水とその危険性の本質において異なることはないと主張して、あたかも、平成3年溢水事故の経験から、本件事発の原因となった本件津波又は原告らが主張するO.P.+10メートルを超える津波の予見可能性があったかのように主張している。

しかしながら、後述のとおり、平成3年溢水事故は、内部溢水事故であり、事故後には同事故から得られた教訓に基づく必要な対策が講じられているものである。

また、補機冷却系海水配管からの内部溢水事故が発生したことによって、このような内部溢水とは全く異なる自然事象である津波に関して、どの程度の津波が本件原発の敷地に到来するか否かについての科学的知見やその客観的な予見可能性が基礎付けられるものでないことは明らかであるから、平成3年溢水事故が本件訴訟の争点である津波の予見可能性に関する原告らの主張を裏付ける余地はない。

さらに、原告らは、吉田調書の一部を引用して主張しているが、平成3年溢水事故によって本件事故の予見可能性が基礎付けられるものではないし、前後の文脈や他の発言が捨象されることにより、平成3年溢水事故に関する認識、本件地震や本件津波に関する本件事故発生当時の知見の水準等について、吉田所長の認識を正確に示すものではなくなってしまう。吉田調書においては、本件地震及び本件津波が津波学者も地震学者も想定していなかったものであったことが率直に語られているのである。

したがって、平成3年溢水事故に関する原告らの主張は、すべて失当である。

(以上、本準備書面の第2及び第3)

さらに、原告らは、被告東京電力に対し、原告ら準備書面(25)において、甲A136において報じられている社内会議の配布資料を証拠提出するよう求めていることから、これに対して回答する(本準備書面の第4)。

以下、上記の点について詳述する。なお、被告東京電力答弁書及び準備書面において定義された文言については、特に断りのない限り、本準備書面においても同様の意味を有する。

第2 平成3年溢水事故について

1 平成3年溢水事故の事実関係について

1991年(平成3年)10月30日に、本件原発1号機において、補機冷却水系海水配管の破断事故(平成3年溢水事故)が発生した。

この事故は、定格出力(460MWe)で運転中の本件原発1号機タービン建屋地下1階において、1991年(平成3年)10月30日17時55分頃に電動機駆動原子炉給水ポンプまわりの床面において湧水が発見されたため、原子炉を手動停止して原因を調査したところ、電動機駆動原子炉給

水ポンプ付近の床下に埋設されている補機冷却水系¹海水配管の母管より分岐し、原子炉給水ポンプ用空調機へ供給する配管の分岐部近傍に約22mm×40mmの貫通穴が空いており、当該貫通穴から海水が漏洩したという事故（内部溢水事故）である。そして、かかる漏洩の際、海水が1-2号機共用ディーゼル発電機室に侵入して同室内の1-2号機共用ディーゼル発電機に一部浸水した。なお、同1号機専用の非常用ディーゼル発電機には被水その他の影響は生じていない。

この補機冷却水系海水配管に貫通穴が生じた原因は、①貝等の異物によりライニング²表面に傷ができ、この傷が徐々に拡大してライニングの一部が局部的に損傷し、②その後、かかる損傷部に海水が浸透し、材料の腐食減肉が徐々に進行し、③その結果、当該埋設配管の一部が局所的に貫通したものと考えられる。（以上、乙A59）

2 平成3年溢水事故により得られた教訓及び対策

平成3年溢水事故は、床下に埋設されていた補機冷却水系海水配管の損傷による海水漏えいによって内部溢水に至ったものであったが、補機冷却水系海水配管のような内部配管が地中に埋設されており、目視による点検ができないために配管の腐食・貫通に気付くことができず、適切なメンテナンスができなかったという点が問題であると強く認識された。

このため、被告東京電力においては、平成3年溢水事故の発生後、再発防止策として直ちに、①補機冷却水系海水配管の取替え、②従前埋設されていた海水配管を全てトレンチ化（架空化）して目視による点検を可能にするこ

¹ 原子炉の運転に必要な各系統の機器（ポンプ、冷凍機、熱交換器等）の冷却を行う系統。

² 配管の内面に腐食・摩耗などを防ぐために用途に適した材料を被覆すること。

と、③新設する配管の内面には、従前の部材（タールエポキシライニング）と比較して密着性、対剥離性等に優れたポリエチレンライニングを施工するといった対策を講じている。

かかる再発防止策の実施については、吉田所長も「海水系の配管を全部直埋からトンネルを掘ってメンテナンスができるように、要するに、今までは土の中にただ掘って、カバーして入れてあったものを、ダクトというか、トンネルをつくって、この中にちゃんと配管を通してメンテナンスができるように配管を取り替えて対応した」（甲A129の2・3～4頁）と述べている。

また、平成3年溢水事故の教訓も踏まえ、被告東京電力においては、より一層の安全性・信頼性を向上させるという観点から、本件事故の発生以前の時点において、主として以下のような内部溢水対策を講じている（乙A4の1・福島原子力事故調査報告書38頁）。

- ・原子炉建屋階段開口部への堰の設置
- ・原子炉建屋1階電線管貫通部トレンチハッチの水密化
- ・原子炉建屋最地下階の残留熱除去系機器室等の入口扉の水密化
- ・タービン建屋内の非常用電気品室エリアの堰の嵩上げ
- ・非常用ディーゼル発電機室入口扉の水密化
- ・復水器エリアの監視カメラ・床漏えい検知機の設置等

このような対策については、溢水勉強会における審議においても、妥当なものであり、安全確保をし得るものと評価されているところである（丙A35の2）。

3 原告らの主張に対する反論

(1) 平成3年溢水事故の事実関係及び事実の評価について

ア 原告らは、平成3年溢水事故では、非常用ディーゼル発電機とその附属設備の被水による影響が、機器の機能喪失につながる致命的なものであることが明らかとなり、被告東京電力は、上記事故により、非常用電源設備が被水し、同時に機能を喪失する事態が現実的に生じうることを目の当たりにしたと主張する（原告ら準備書面（25）の7頁）。

しかしながら、平成3年溢水事故においては、外部電源は問題なく通電しており、一部浸水したディーゼル発電機は1～2号機共用ディーゼル発電機のみであって、同1号機専用の非常用ディーゼル発電機には被水その他の影響は生じていない。また、平成3年溢水事故においては、原因調査のために非常用ディーゼル発電機を含む発電機について手動で電源を切ったものであり（乙A59の最終報告の1頁及び添付資料1）、非常用ディーゼル発電機が被水によって電源喪失（機能喪失）に至ったという事実もない。したがって、平成3年溢水事故は、内部溢水の発生によって電源面で何らかの危機的状況に陥ったというのではなく、この点については吉田所長も「（平成3年溢水事故の際には）別にDGが機能喪失しても電源はありましたから、そこはいろんな手がかえた」（甲A129の2・4頁）と述べている。

したがって、原告らの上記主張は、平成3年溢水事故の事実関係及びその評価について、その前提を誤るものであって、失当である。

イ また、原告らは、平成3年溢水事故によって必要性が現実的に示された「溢水対策」は、非常用電源設備の被水による影響を避けるという点で、内部事象に基づくものであるか、津波等の外部事象に基づくものであるかを問わず必要であると主張する（原告ら準備書面（25）の7頁）。

しかしながら、平成3年溢水事故のような内部溢水の可能性に係る予見

可能性と津波などの自然現象に起因する外部溢水の予見可能性とは全く別個のものであり、補機冷却系海水配管からの内部溢水事故が発生したことによって、このような内部溢水とは全く異なる自然事象である津波に関して、どの程度の津波が本件原発の敷地に到来するか否かについての科学的知見やその客観的な予見可能性が基礎付けられるものでないことは明らかである。

津波という外部溢水をどのような前提で想定してこれに対する備えをするかという点については、本件原発の所在地においていかなる津波（設計想定津波）を想定して原子力発電所の設計を行うかという問題であり、平成3年溢水事故で得られた教訓を踏まえた内部溢水のリスクへの備えとは別個の問題として、津波の想定に関する合理的な科学的知見に基づいて検討される必要がある。そして、この点については、これまでも繰り返し主張しているとおりである。

また、内部溢水に関していえば、被告東京電力においては、平成3年溢水事故等を踏まえて、内部溢水対策という観点から様々な溢水対策を講じていることについては上記2において述べたとおりであり、そのような内部溢水対策は、その限度において、同時に外部溢水に対する対策にもなっている。

したがって、内部溢水事象をもって、本件訴訟で問題となっている本件原発の敷地における津波の予見可能性を論ずることができないことは明らかであり、原告らの上記主張は誤りである。

(2) 溢水対策の必要性に関する主張の誤り

原告らは、平成3年溢水事故により、吉田所長の「溢水対策だとかは、まだやるところがあるな」という感じはしていました」という発言を待つま

でもなく、被告国及び被告東京電力は、「溢水対策」の必要性を十分に認識していたと主張する（原告ら準備書面（25）の7頁）。

まず、原告らが引用する吉田所長の発言は、その前後の文脈からも明らかなおおりの、内部溢水である平成3年溢水事故に対する評価を述べたものであり、本件事故で生じたような本件原発の敷地高さをはるかに超える津波という自然現象によって全交流電源喪失に至ることに関する対策について言及しているものではない。

また、被告東京電力としては、上記1で述べたとおりの平成3年溢水事故の原因等も踏まえて、より一層の安全性・信頼性を向上させるという観点から、内部溢水に対する対策を見直し、上記2で述べたとおりの各種の必要な対策を講じてきたものであり、平成3年溢水事故から得られた教訓に対して必要な対策を講じることを怠ったかのような原告らの主張も全くの誤りである。

なお、上記1で述べたとおり、平成3年溢水事故においては、外部電源は問題なく通電しており、1号機専用の非常用ディーゼル発電機には被水その他の影響は生じておらず、内部溢水の発生により電源面で何らかの危機的状況に陥ったという事実はない。

(8) 技術基準省令62号33条4項に定める「独立性」の要件を欠くとの主張の誤り

原告らは、非常用ディーゼル発電機本体については、1号機、3号機及び5号機の各A系・B系がいずれも各号機タービン建屋地下1階に設置されていたこと、非常用高圧配電盤については、1号機ないし5号機のC系・D系がいずれも各号機タービン建屋地下1階に設置されていたこと、並びに、非常用高圧配電盤の2号機及び4号機のE系がいずれも共有プー

ル地下1階に設置されていたことを指摘し、福島第一原発各号機の非常用電源設備及び附属設備が外部事象としての津波による浸水に対して、技術基準省令62号33条4項に定める「独立性」を有していなかったと主張する（原告ら準備書面（25）の9頁）。

しかしながら、技術基準省令にいう非常用電源設備に係る「独立性」とは、「単一動的機器の故障を仮定した場合にも、要求される安全確保のための機能が害されることがないこと」とされており、本件原発の非常用所内電源設備系は、各々の電気系統や電源盤を別々に設置することにより、そのような独立性に関する上記省令の要求を充足していたものである。

原告らは、平成3年溢水事故に関して、上記事故で非常用ディーゼル発電機が機能喪失に陥らなかったのは、奇跡的なことであるかのように主張しているが（原告ら準備書面（25）の7頁）、本件原発における電気系統はそれぞれ独立して設置されており、また、非常用ディーゼル発電機は同じフロアでも設置場所を異にして、別々の部屋に設置されていたため、実際に、本件原発1号機の専用のディーゼル発電機については被水していないのである。したがって、平成3年溢水事故において非常用ディーゼル発電機が機能喪失に陥らなかったのは、「独立性」を有していたからにはほかならず、奇跡的との原告らの主張は当たらない。

また、これに加えて、本件原発において冷却水用配管を伴う非常用ディーゼル発電機⁸はいずれも別々の建屋や部屋に分散して設置されており、非常用高圧配電盤（メタクラ・M/C）や、非常用低圧配電盤（パワーセンター・P/C）についても、内部溢水の可能性が否定できない箇所については上記のとおり堰の設置や、嵩上げ等が行われていたものである。

⁸ 空冷式ディーゼル発電機についても、冷却用循環水をエアフィンクーラーを使用して冷却しており、冷却水用配管を伴う点では水冷式と変わりはない。

他方、本件事故の原因となった本件津波については、本件原発の設計想定津波をはるかに超える規模のものであったところ、かかる自然事象に対していかなる水準のものを想定して設計上対処するかという問題は、機器の独立性の問題というよりも、設計基準事象の設定・想定の問題であり、合理的な科学的知見に基づいていかなる津波を想定して原子力発電所の安全設計を行うかという観点から別個論じられるべき問題である。

そして、この点については、繰り返し述べたとおりであり、本件津波又は敷地高さであるO. P. +10メートルを超える浸水高の津波の発生を予見することはできなかつたものである。

この点については、吉田所長も「世界じゅうで8,000炉年ぐらいの運転経験があるわけです。そこでいろんなトラブルを経験しているわけですが、今、おっしゃったように、今回のような、電源が全部、あて先も涸れてしまうということが起こっていないわけです。」（甲A132の1・50頁）、「今回のものは、15mというのは思考停止レベルの話なので、それに対してのAMだとか、それに対しての対応というのは、今だからこそ、いろんな人がおっしゃるんだけど、我々としては、「想定外」という言葉を使うと最近どこでもぶん殴られるんで使いづらいんですが、そこは運用でも逃げられる話ではないしというところで、そこは思考停止に入ってしまう。」（甲A132の1・48頁）と述べ、本件津波が本件事故発生以前の時点において具体的な根拠に基づいて想定可能な自然現象の枠を大きく外れたものであったことを率直に語っている。

この点については、本件地震及び本件津波について、阿部勝征東京大学名誉教授が本件地震後に中央防災会議に報告した資料（平成23年4月27日付け）中において、「想定をはるかに超えた大きな地震・津波規模」と総括されているところであり（乙A2の12頁）、中央防災会議の東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告

(平成23年9月28日付け)においても、「今回の津波は、従前の想定をはるかに超える規模の津波であった。我が国の過去数百年間の地震の発生履歴からは想定することができなかつたマグニチュード9.0の規模の巨大地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したことが主な原因である。」と報告されている(乙A3の3頁)。

このように、地震・津波に関する専門家、専門機関においても、本件地震及び本件津波が、本件事故以前における科学的な知見に基づく想定をはるかに超える規模のものであったとしているものであり、かかる科学的知見に基づき本件原発の安全設計を行う被告東京電力においても、かかる津波の到来を到底予見することはできなかつたものである。

(4) 原告らによる吉田所長の発言の引用について

原告は、吉田調書における吉田発言を部分的に引用したうえで、被告東京電力が「溢水対策」の必要性を十分に認識していたこと、被水の原因は、内部溢水であろうと、津波などの外部事象を原因とする溢水であろうと同一の問題であること、事故後に被告東京電力のとった措置は溢水対策としては不十分なものであったことなどを主張する(原告ら準備書面(25)の5頁～8頁)。

しかしながら、前記のとおり、原告らが引用する吉田所長の発言は、平成3年溢水事故に対する評価を述べたものであり、内部溢水事故を前提として述べたものであることが明らかである。

また、そもそも吉田所長は、内部溢水であろうと、津波などの外部事象を原因とする溢水であろうと同一の問題であるなどとは述べていない。また、原告らは、甲A132号証の1の46頁の吉田所長の発言を、途中省略して引用しているが、正確には、平成3年溢水事項を踏まえた対応について、「あ

のときに私はものすごく水の怖さがわかりましたから、例えば、溢水対策だとかは、まだやるところがあるなという感じはしてはいましたけれども、古いプラントにやるというのは、一回できたものを直すというのは、なかなか。勿論、いろんなことをやってきました。補修工事をやってきましたけれども、完璧にやっていくのは非常に難しいし、お金もかかるという感覚です。」と述べている（甲A132の1の第46頁，下線は被告東京電力による。）。また、「それでどうしたかという、この海水系の配管を全部直埋からトンネルを掘ってメンテナンスができるように、要するに、今までは土の中にただ掘って、カバーして入れてあったものを、ダクトというか、トンネルをつくって、この中にちゃんと配管を通してメンテナンスができるように配管を取り替えて対応したので、要するにここで水があふれる、溢水対策、これの問題だと思うんですけども、これをすぐにそのときに対応したんですね。」とも述べている（甲A129の2・4頁）。すなわち、吉田所長は、被告東京電力が平成3年溢水事故に対して、必要な各種対策を実施していることを明確に述べているものであるが、原告らはこれらの発言部分を意図的に引用から外しているのである。また、吉田所長は、既にできた古いプラントに対する対応であることや対応にお金がかかることを述べているが、それを理由に必要な対策を実施していないとか、溢水対策としては不十分なものであったなどとは全く述べていないのであり、実際、前述のとおり対策を講じているところである。

また、本件事故は本件津波という外部溢水によって招来されたものであり、このような外部溢水に係る対策をどのように講ずべきであったのかという問題は、本件原発敷地における想定津波の予見可能性の問題として内部溢水対策とは別途に検討されなければならないのであり、平成3年溢水事故という内部溢水の事実経過に基づいて、外部溢水への予見可能性及びこれに基づく対策を論ずること自体が誤りである。

(5) 小括

以上のとおりであり、原告らの平成3年溢水事故に係る主張はその前提となる事実には誤りがある上、かかる主張によっても、外部溢水事故である本件事故の予見可能性及び結果回避可能性のいずれもが何ら基礎付けられるものではないから、いずれも理由がない。

第3 吉田調書によって裏付けられる被告東京電力の主張

- 1 原告らの提出した「吉田調書」において、本件地震及び本件津波に関する本件事故発生当時の知見の水準等について、吉田所長は以下のとおり明確に述べているところである。

(1) 甲A129の3・20頁

吉田所長：日本の地震学者、津波学者のだれがあそこにマグニチュード9が来るということを事前に言っていたんですか。貞観津波を考えた先生たちもマグニチュード9は考えていません。それを言い始めると、結局、結果論の話になります。

(2) 甲A129の3・22頁～23頁

吉田所長：マグニチュード9が来たという大きさの部分は、今まで地震学者も津波学者もだれも想定していなかった。それから、3つのプレートがほぼ同時に動く。これもだれも言っていなかったんです。1つ動けばあとは寝ている。連動しないというのが学会の常識だったのが、連動したわけです。これは未知

の領域ですから、これを想定外でないと言えという今の腐った政府も納得できないです。私はそこだけは譲れないと思っています。

質問者：東電がというか、恐らく周りがだれも言っていないときに、1事業者である東電だけが想定というのはおよそ無理な話で、それは当然国であり、地方自治体であり、学会であり、皆がそういうふうにとらえていないと、さすがに1事業者だけが突き抜けるんだということになってくると思います。ほかの国とか地方自治体、学会を含めて、国や地方自治体は動きが悪いですから、特に学会がその中では一番進んでいるのかもしれないんですけども、そういう学会などでもプレートが連動して地震が起こる場合を考慮するとか、あるいはマグニチュード8ではなくて、9に至るまでのものが太平洋の沖の方で起きる可能性があるとか、そういうことを言っている学者はいるんですか。

吉田所長：まずいないと思います。

(3) 甲A129の3・19頁

吉田所長：推本は波源を勝手に移動して、こんなところで起きたらどうだと言っているだけの話ですから、それを本当にいろいろな先生の指示（※「支持」の誤記と思われる。）を得られるかということ、いろいろ聞いても、荒唐無稽と言ったらおかしいんですけども、そうおっしゃる人もたくさんいて、そういう中でどう決めればいいのか。

(4) 甲A129の3・20頁

吉田所長：要するに日本国どこでもマグニチュード9の地震が起こり得ると言っているのと同じことで、それだったら、その辺の建物は全部だめなわけです。原子力発電所だけではないです。直下に起こることも考えれば、何もできません。だから、各号機ごとに、各発電所ごとに立地条件に応じた津波規模だとか地震規模、どんな断層があるかで変えてきているというのが今までの発想です。

(5) 甲A132の1・13頁

吉田所長：推本は結構、ざくっと決めてしまうではないですか。私たちが言いたいのは、東海沖などでもそうですけれども、推本が決めているから、国と地方自治体の防災対策会議はちゃんと推本どおりに動いているか。動いていないではないですか。これだって同じことで、推本が言っていたら、それに併せて国と地方自治体が解析して、何mの津波が来るんだから、至急対応すべしと動いていますかという、動いていないではないですか。ある意味で、無責任と言ったらおかしいですけども、学者さんたちが可能性あるよというのは幾らでも言えるんだけれども、ちゃんとものを設計したりだとかいうレベルまでなっているんですかと言うと、なっていないわけです。可能性を指摘しているだけの話ですから。

(6) 甲A129の3・21頁

吉田所長：今回、貞観津波のお話をされる方には、特に言いたいんですけども、貞観津波の波源で考えたときにも、うちの敷地は3mか4mぐらいしか来ないから、これは今の基準で十分も

つという判断を1回しているわけです。貞観津波の波源のところに、マグニチュード9が来ると言った人は、今回の地震が来るまではだれもいないわけですから、それを何で考慮しなかったんだというのは無礼千万だと思っています。そんなことを言うんだったら、日本全国の原子力発電所の地形などは関係なく、先ほどおっしゃったように、全部15mの津波が来るということで設計し直せということと同じことですね。

(7) 甲A132の1・3頁

吉田所長：一番大きかったのは、7月16日中越沖地震が生まれて、結局、あれは想定している地震動の何倍という地震が来たということで、これはまさに私どもの原子力施設管理部で対応しないといけないということで、耐震センターというものを、その年の11月でしたか、つくって、もともといた建築屋、土木屋、それから機械屋も含めまして、地震の、主として、まずは新潟の復旧だとか、調査だとか、対応を重点的にしていたというところでございます。当然、そのときに同じようなことが、要するに、想定を上回るような地震が来る可能性はオールジャパンどこでも、もう一度見直さないといけないという動きをやりまして、それで、今まで考えた地震動が妥当かどうかという調査に入ったわけです。そういう中で、まず、福島第一につきましては、双葉断層ですとか、近辺の断層をもう一度調査する、それから、海域の調査、海の中の地面の調査をするだとか、そういうことを一生懸命していたということで、いずれにしても7月16日の中越沖地震以降で

す。

質問者：19年ですね。

吉田所長：平成19年7月16日以降、(地震を)極めて大きい、重要な課題としてとらえるようになったということがあります。ただ、そのときに2つありまして、地震動というのは、ものすごくそのときに話題になったわけです。要するに、今まで考えていた地震動より大きい地震が来るとすると、例えば、建物ですとか配管ですとか、機器の補強をしないといけないということになりますから、そちらの解析を重点的にやりましょう。当然、津波だとか、そういうのはあるんですけども、日本の体系上、地震の随伴事象という位置付けですから、とりあえずは地震動を特定しないことには、津波について評価できないということで、大きく言うと、地震・津波については、ものすごい大きい関心事だったんですが、最初はやはり地震動が重点でした。

吉田所長：20年の途中から、随伴事象としての津波の話をきちっと評価していく必要があるという話が出てきたというのが私の記憶です。

(8) 甲A132の1・15頁

吉田所長：推本の話があり、今村先生の話もあり、検討をしているけれども、大きい津波、波高の高い津波が来る可能性もあるけれども、これはまだよくわからない、これを土木学会等々で検討させます、やれという話をした記憶はあります。

(9) 甲A129の3・17頁

吉田所長：貞観津波というのは、波源として宮城三陸沖の波源を考えているわけで、それが福島県沖に来るかどうかということにはわかりません。だから、そこも含めて、これから福島県の福島第一、第二の評価をするときに、どういう考え方でやるのかということについて、土木学会でその基準を早くつくってくれという動きをしたいという話があったので、それはしてもらいなさいという形で出した記憶はあります。

(10) 甲A132の1・24頁

吉田所長：（貞観津波が発生したのは）八百何年ですから、1,100年か1,200年ぐらいたっているわけで、可能性としてゼロではないけれども、それこそさっきの推本の話で、ほかの波源との絡みでちゃんと評価して、これが非常に強いんだったら、その評価に基づいてやるべきということです。

質問者：いろんなメーターの数字が出てきたけれども、来ると思えないけれども、そういうことを言っている人がいるんだしたら、土木学会で見てもらって、これについても結論を出してもらおうと。

吉田所長：一緒にやった方がいいんじゃないですかと。

(11) 甲A132の1・24～25頁

吉田所長：やることはどんどん、先生がそう言うなら。私はもともと、19年の新潟の地震があったときから、ずっと一貫して言っていたのは、データを全部出せと。今まで、ほかの電力も地震動などはそんなに明確に出さなかったんです。今回は全然デザインを超えたものなんだから、データを全部出せ、公開

しろ、地震動屋とか、あの辺は、だめだと、結構抵抗した人もいるんです。全部出せというつもりで、全部言いました。先生の言うことも全部聞けど。聞けというのは、調査しろと言われれば全部調査しろと。海であれ山であれね。というのは我々は最初から買っていましたので、こんな話が出て、調査しろと言われたら、即やれ、お金はしょうがない。今回、一から日本の原子炉の耐震設計を見直すタイミングなんだから、やることはちゃんとやりなさい。調査に対してヘジテイトするなというのはずっと言っていました。

(12) 甲A129の3・23頁

質問者：(貞観津波を) どうやって扱うのかというのは、当然自前で何かを打ち出すのはなかなか難しいので、その辺は土木学会の方にそれも含めた検討ということで委ねているんですね。

吉田所長：あとは、調査もしたということです。

質問者：結局、波源は貞観津波のときのもので、客観的にどこまで来たのかということを示す資料、どこまで堆積物が認められるかということ学者の先生方のアドバイスをもらいながらやってきたということなんですね。

吉田所長：はい。

質問者：あとは、学会の方の打ち出しによって、対応することはきちんとするということですね。

吉田所長：厳しければ、それに対応したものをやるということです。

質問者：当面は6.1mというのがあったので、6.1mのかさ上げを5, 6の方で対応しましたという状況で、今回の地震・津波になったということですね。

吉田所長：はい。

(13) 甲A132の1・19頁

質問者：本当にトップの方も含めて、どうなんだろうねということなのであれば、きちっとやってもらって、必要だとなったらやるかということ。

吉田所長：全然ぶれてなくて、みんなそう思っていたと思いますよ。

(14) 甲A132の1・19～20頁

質問者：国民の皆さんなのか、一部の委員なのかは置いておきまして、要は、原発というのは何かあったら大変なんだから、ちょっとでもそういう話があったら、そういう話がございますね。その観点から伺うんですが、先ほど所長もおっしゃられたんですけれども、この推本の話は、両方、土木学会の結論はあり得るだろう。そもそも大丈夫ですという話もあり得るだろうし、前よりは結構来ますねという話もあり得るということであれば、来るかもしれないということを見越して。

吉田所長：直前に手を打ったらどうだったんだということですか。

質問者：いえ、そういうドラスティックな話ではないんですけれども、何かしら見切り発車的な、不完全なものでもいいからやっておこうとか、例えば、後でまたお話を伺うんですけれども、所長がこちらに異動された後に津波対策ワーキングというのが立ち上がって、いろいろ検討されたりしているんです。そういった中で、本当に来るか分からないけれども、やれるところから、結局、そこまでやっておかなくてもよかったとなったら、それはそれでいいではないかという感じで、幾つか

対策をやってみるといふ。

吉田所長：その辺は、多分、京都大学の先生だと思うんですけども、学者さんの発想であって、要するに、設計が決まらなければデザインできないではないですか。それを、何をもって、ちょっとでもと。ちょっとを、あなた、どうなんですかと。京大の某教授だと思うんですけども、元の総長か、あのおっさんだと思うんですけども、あのおっさんだって、知っているのではないのかと私は言いたい。学者の発想であって、実際に実務でものをつくる人間が、デザインベースをもらわなければ設計できないですよ。それが10だと言われれば10でもいいし、13なら13でもいいんですけども、こういう津波が来るよという具体的なモデルと波の形をもらえなければ、何の設計もできないわけです。ちょっとでもというの、どこがちょっとなのだという話になるわけです。ただ、我々としても、そこは丁寧にやってもらわなければいけないということで、わかっている範囲では、6号の嵩上げをしたりだとかいうことは気にしてやっているわけですから、それはちょっとの中に入らないと言われたら入らないかもわからないけれども、学者的に、ちょっとと言ったら、ちょっとをあなた定義してください、どこまでをちょっとと言うんですか。デザインする側からすると、そんないい加減なデザインはできないわけです。そこを決めてもらうために土木学会にお願いしているんであって、土木学会がこうだとおっしゃるんだったら、例えば、15mと言われれば、至急それに対応した対策を当然うちはするという事は、間違いなくそう思っていました。

(15) 甲A132の1・40頁

吉田所長： どういう津波なんだというところがはっきりしていないときに、対策と言ってもこの議論は非常に難しいんです。6. 何mと言っているものが7mぐらいになるとかいうのであれば、今の水密ぐらいで何とかなるのではないかというふうに思うんですけれども、15mと言うと、何をやろうが力が強いですから、持っていかれるわけです。これをカバーするにしても、津波の大きさによって、カバーしたって意味がないカバーだってあるわけです。結局、いろいろ検討するんですけれども、最終的にこういう津波を想定しなさいというデザインのベースが与えられない限り、本当の検討はできないんですね。

(16) 甲A129の3・21頁

質問者： 単純に貞観津波の波源を福島沖に移し替えて、それでどう来るかというのは、今、学会でも指示はされていないし、実業界の方でもそういうことでは動いていないわけですね。

吉田所長： 動いていないです。

質問者： 仮にむやみやたらに動かすのではなくて、動かすことについての合理的な根拠などを土木学会が示して、貞観津波を動かすことの合理性があるんだとなれば、それはそういうことになるんですね。

吉田所長： 十分です。

質問者： そこまでのところには、まだ至っていないという状況なんですね。

吉田所長：まだ至っていません。

(17) 甲A132の1・48頁

吉田所長：今、大変な目をした後で言うと、何かしておけばよかったな
と思いますけれども、それは後知恵ですから、地震が来る前
の条件で考えれば、定説が出て、学会なり、専門家のきちっ
とした方向性が出た時点で対応するしかない。ある程度それ
が出そうになったら、当然それを先取りしてやっていくとい
うのが我々の責務です。

2 以上のとおり、平成3年溢水事故については、吉田所長において本件事故
の予見可能性を基礎付けるものとは全く考えられていないことは明らかで
ある。そして、そこでは、本件事故発生以前の科学的知見の状況について明
確に述べられており、前記のとおり地震・津波の専門家・専門機関による
本件津波の評価として「従前の想定をはるかに超える規模の津波」であった
とされていることなどを踏まえても、本件津波について被告東京電力が想
定・予見することができたなどとは到底いうことができないのであり、原告
らの主張には理由がない。

第4 原告らの求釈明に対する回答

原告らは、原告ら準備書面(25)の11頁において、甲A136号証を引用
しつつ、2008年(平成20年)当時に被告東京電力の社内会議で配布した、
福島第一原発について「現状より大きな津波を想定した津波対策は不可避」と記
した資料を証拠提出することを求めている。

しかしながら、これまでも繰り返し述べているとおり、民法709条に基づく

損害賠償請求については、原賠法2条2項の「原子力損害」の賠償請求に関しては根拠法条となり得ず（法条競合）、もっぱら原賠法3条1項に基づく原子力事業者としての責任に基づいて、本件事故と相当因果関係のある原子力損害の有無及び賠償額についての審理・判断がなされれば足りるのである。

そして、精神的損害の増額事由として、一般に、交通事故の場合における酒酔い運転や救護義務違反などのような加害態様の悪性（重過失）が問題となり得るとしても、本準備書面で述べてきたことから明らかなとおり、地震・津波の専門家・専門機関による本件津波の評価として「従前の想定をはるかに超える規模の津波」であったとされているのであり、被告東京電力において、本件事故以前の科学的知見の実情に照らして、本件津波を想定・予見することが可能であったなどとは到底評価することができない。したがって、このような専門家においてすら「従前の想定をはるかに超える規模の津波」としている本件津波については、原告ら及び被告東京電力を含めて誰もが想定し得なかったというのが実情であり、被告東京電力がこれを想定・予見していなかったことが、原告らの精神的苦痛に関する慰謝料増額事由としての「故意と同視すべき重過失」に当たるなどと解する余地はない。

この論点に関しては、これまでも裁判所の理解に資するとの観点から、被告東京電力準備書面（3）及び同（11）において必要な主張をし、証拠提出を行っているところであり、今後も必要に応じて主張等を行うが、無過失責任を定めた原賠法に基づく原子力損害賠償請求訴訟である本件訴訟の争点に照らしても、原告らの主張にはいずれも全く理由がない。

被告東京電力準備書面（3）の9～31頁において主張したとおり、被告東京電力においては、本件事故以前において、原子力発電所の設計基準としていかなる津波を想定すべきか、という観点から土木学会・津波評価部会が専門的見地から策定した津波評価方法を体系化した唯一の基準である「津波評価技術」（甲A26（枝番含む。））に基づき想定津波の評価を実施し、これに基づき津波に対

する安全性評価及び津波対策を行ってきたものである。本件事故発生当時においてもこの評価手法に代わる評価手法は存在せず、国による耐震バックチェックにおいても「津波評価技術」と同様の方法に基づいて確認を行うことが求められていた。

このように、被告東京電力においては、本件事故以前の科学的知見に基づき、「津波評価技術」に基づく本件原発の津波に対する安全性評価及び津波対策を行うことにより本件原発の安全性は確保されていると考えていたものであるが、安全性を積み増すとの観点から、2009年（平成21年）には、長期評価の見解に基づき津波評価をするための具体的な波源モデルの策定について土木学会に審議を依頼していたものであり、この点に関する科学的知見が将来整理されることを踏まえて、対応を行うべく準備をしていたところであった。しかしながら、この土木学会による審議についてはその結論が得られる前に、本件事故が発生するに至ったものであり、長期評価の見解を原子力発電所の安全設計上どのように考慮すべきかについては、本件事故発生時点においては、専門家の間でも見解が定まっていなかったというのが実情である。

原告らが、甲A136号証を援用して主張している点については、このように、将来の安全性の積み増しの観点から、将来的に何らかの津波対策が設計上必要になる可能性は否定できないという状況にあったことから、その旨を記載したものであり、試みの計算結果が示すような津波が現実にも襲来する危険性があるということの意味するものではない（上記のとおり、専門機関においても、本件津波は、「従前の想定をはるかに超える規模」のものだったのである。）。

原告らは、上記書証の記載が被告東京電力の主張と矛盾するかのようになっているが（原告ら準備書面（25）の11頁）、上記で述べたところ及び被告東京電力準備書面（3）の29～31頁の主張からも明らかなおおり、両者は何ら矛盾するものでなく、原告の上記主張は失当である。

以上のおおりであって、原告らの主張には理由がなく、原告らの上記求釈明に

応ずる必要性はない。

以 上